

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23613006

研究課題名(和文)中国移植ツーリズムに関する社会調査の実施とそれに基づく ELSI の検討

研究課題名(英文) A social survey of Japanese transplant tourism in China, and a review of ethical, legal and social implications.

研究代表者

粟屋 剛 (AWAYA, TSUYOSHI)

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・教授

研究者番号：20151194

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000 円、(間接経費) 1,200,000 円

研究成果の概要(和文)：中国で臓器移植を受けた日本人患者へのアンケート調査及び聞き取り調査を踏まえて、倫理的、法的、社会的視点から以下のような考察を行った。

臓器摘出対象とされる死刑囚等にも人権があるように、自国内で移植が受けられずに外国に出向く患者にも人権がある。前者が国家権力の下での弱者なら、後者は医療権力の下での弱者である(とくに日本の場合)。選択肢のない患者に、「座して死を待て」と言うことが真の倫理とは考えられない。

研究成果の概要(英文)：I have arrived at the following considerations from the ethical, legal and social viewpoints, on the basis of the questionnaire survey and the interview survey with the Japanese patients who underwent organ transplants in China.

Just as prisoners have human rights, so patients who go to foreign countries for organ transplant because they are not able to do so in their own countries also deserve human rights. If the former are weak under the power of the state, the latter are weak in the face of the power of the medical establishment, especially in Japan.

It is not truly ethical for us to say to patients who have no choice that they should sit and wait for death.

研究分野：生命倫理学

科研費の分科・細目：生命倫理学

キーワード：死刑囚移植 移植ツーリズム 渡航移植 ELSI 社会調査 臓器移植 移植患者

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、社会的背景としては、フィリピンで移植を受けた患者の帰国後診療拒否がすでに問題になっていた。中国で移植を受けた患者についても同様に、帰国後診療拒否が問題になり始めていた。本研究の着想の根底にはこのような事情があった。

研究的背景については次のような事情があった。研究開始当時、今回のような形で中国への日本人渡航移植患者に対する社会調査は行われていなかった。ただ、小林英二氏らのグループが 2006 年に渡航移植全般について、渡航国、渡航人数や術後生存率などの調査を行っていた(小林英司・福嶋教偉・江川裕人・高原史郎・篠崎尚史・長谷川友紀「渡航移植者の実情と術後の状況に関する調査研究」(厚生労働科学研究費補助金特別研究事業平成 17 年度総括・分担研究報告書) 1-32 頁(2006 年))。これは、国内移植施設等にアンケートを取ったものであり、患者に直接聞いたものではない。ほかに、松野直徒氏らが 2006 年に同氏らの施設でフォローアップした中国などへの渡航移植患者の合併症や転帰などについて報告していた(松野直徒・長尾桓「アジア渡航腎移植の現状」今日の移植 [Transplantation Now] 第 19 巻第 5 号 583-586 頁(2006 年))。これらはいくつも参考にさせていただいた。

中国における死刑囚からの臓器移植問題そのものに関しては、研究責任者(粟屋)は 1995 年以降、現地実態調査や立法状況の調査等を行い、それらをもとに死刑囚の人権問題等を論じてきた(粟屋剛「中国における死刑囚からの臓器移植」法律時報第 68 巻第 9 号 28-34 頁(1996 年)、粟屋剛「中国死刑囚移植と生命倫理 脳死と注射殺の組み合わせは何をもたらすか」日中医学第 22 巻第 1 号 10-13 頁(2007 年)など)。

とくに日本人患者の中国への移植ツーリズムについては、すでに 1997 年、日本人患者や海外渡航移植援助業者(通訳・サポート(ないし仲介)業者)らとともに渡中して現地調査を行い、それらをもとに諸議論を展開してきた(調査をもとにアメリカ連邦議会(下院)公聴会にて証言及び意見陳述を行った[1998 年 6 月 4 日]。詳細は粟屋剛「中国死刑囚移植についてのアメリカ連邦議会証言」徳山大学論叢第 50 号 177-189 頁(1998 年)に報告)。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は第一に、中国への日本人患者の移植ツーリズムの実態を明らかにし、第二に、ドナー(死刑囚など)の人権や海外渡航移植患者の人権の問題を含めて、中国移植ツーリズムに関して具体的にどのような倫理的、法的及び社会的問題が存在するかを明らかにすることである(あった)。

ほか、移植ツーリズムに関して、いずれこ

の世を去るであろう海外渡航移植患者らの生の声を記録として残したい、というのも本研究を行う動機の一つであった。今、記録を残しておかないとすべては闇の中になってしまう。公害事件や薬害事件ほどではないが、記録として残す価値は、小さいにせよ、あると思われる。

## 3. 研究の方法

本研究の「方法」は以下のようなものであった。

上述のように本研究の第一の目的は中国への日本人患者の移植ツーリズムの実態を明らかにすることであったが、そのために、日本人の中国渡航移植患者に対する社会調査(アンケート調査及び聞き取り調査)を実施し、さらには現地実態調査をも実施した。

本研究の第二の目的は、ドナー(死刑囚など)の人権や海外渡航移植患者の人権の問題を含めて、中国移植ツーリズムに関して具体的にどのような倫理的、法的及び社会的問題が存在するかを明らかにすることであった。この点に関しては、前述の諸調査の結果及びこれまでに蓄積されてきたアジアの「移植 ELSI (Ethical, Legal and Social Issues 倫理的、法的及び社会的問題)」に関する諸知見(例えば、研究責任者(粟屋)のアジアでの移植 ELSI に関する以前の現地調査研究)を素材にして、考察(分析)を試みた。

## 4. 研究成果

中国で臓器移植を受けた日本人患者へのアンケート調査(有効回答 41 通[平成 26 年 3 月末時点])の結果は次のようであった。

年齢構成(回答時点でのもの)は、50 歳代と 60 歳代で 78%を占めている。性別は 90%が男性で、職業は会社役員と自営業で 56%となっている。手術を受けた年を見てみると、平成 15 年以降で数が増え、平成 15 年~19 年に 10 例、平成 20 年以降で 22 例となっている。平成 15 年より前は 5 例である。

腎臓はうまく機能しているか、という問いに 92%の人が YES と答えている。移植結果に満足しているか、という問いに 91%の人が YES と答えている。中国の移植技術の水準については 82%の人が高いと思うと答えている。現地の医師や看護師は好意的であったか、との問いには 88%の人が YES と答えている。ドナーが死刑囚であることの説明を受けたか、との問いには 54%の人が NO と答えている。中国で移植を受けることに葛藤や迷いがあったか、との問いには 58%の人が YES と答えている。中国で移植を受けたことを後悔しているか、との問いには 88%の人が NO と答えている。

中国の(今は亡き)ドナーに感謝しているかとの問いには 97%の人が YES、中国の医師や看護師などに感謝しているかとの問いに

は 100%の人が YES、通訳・サポート（ないし仲介）業者に感謝しているかとの問いには 97%の人が YES と答えている。

帰国後に、中国で移植を受けたことを理由に診療拒否をされた経験があるか、との問いには 41%の人が YES と答えている。

家族や友人・知人などが、ドナーが見つからずに困っている場合、中国での臓器移植を勧めることができるか、との問いに YES と答えた人は 70%だが、現実にも勧めたことがある人は 31%にとどまっている。

上記アンケート調査に関しては注意すべき点がある（＝本研究の限界）。それは、データにバイアスがかかっている可能性があるという点である。なぜなら、当然のことながら、経過が思わしくなくてすでに亡くなっている患者や重篤な状態にある患者はアンケートに答えるはずもなく（よしもなく）、経過が良好である患者のみがアンケートに答えている可能性があるからである。だからこそ、腎臓はうまく機能しているか、移植結果に満足しているか、中国の移植技術の水準について高いと思うか、現地の医師や看護師は好意的であったか、などの問いに対して YES とする回答が高率となっているかもしれないのである。

聞き取り調査は 10 数名に対して実施した。その中には次のような発言があった。「なぜ私たちは責められるのか。透析はつらく、苦しい。それを止めれば死ぬ。中国に臓器があった。だから移植を受けた。中国での臓器移植は、倫理的に問題があるかもしれないが、違法ではないのだ。」（60 歳台後半、男性、医師）

「つらい透析で生きるより、刑務所に入ってもよいから中国で移植を受けようと思った（そして、現に受けた）。私たちをなぜ責めるのか。私は何も悪いことはしていない。」（60 歳台後半、男性、自営業）

ほか、今回のような渡航移植患者に対する社会調査自体に批判的な見解を持つ患者もいた。

中国現地調査も計 2 回、実施した。某大都市にある T 病院の移植部門は地下 2 階と地上 14 階すべてが移植フロア - という巨大施設で、世界各国から患者が集まっていた。この病院を含めて複数の移植施設で患者担当医や手術医などから貴重な情報を得た。ただし、ドナーの問題については質問しなかった（できなかった）。

現地で、数人の日本人移植患者にインタビューした。中には悲劇的なケースがあった。関東地方在住の F さん（女性、当時 38 歳）は肝臓病（原発性胆汁性肝硬変及び自己免疫性肝炎）で某医科大学付属病院に入院していたが、主治医（消化器内科）から「余命 3 カ月、内科医として手は尽くしました。もうやれることはありません」と宣告された。

F さんの夫は慌ててネットで海外渡航移植援助業者（通訳・サポート（ないし仲介）業

者）を探し出し、その助力を得て中国に渡った。研究責任者（粟屋）が最初に面会した時、F さんは顔を含めて皮膚の色は暗緑色であった（会話は可能であった）。小水は焦げ茶色、総ビリルビン値は 23.6（基準値：0.2～1.2）とのことだった。

中国の担当医は、「なぜもっと早く連れて来なかったのか。体力のあるうちなら手術も無理なくできたのに」と述べたという。F さんはその後、なんとか手術は受けることができたものの、不幸にして、亡くなった。

上記の各種調査を踏まえ、倫理的、法的、社会的視点から以下のような考察を行った。

中国は今やアメリカに次ぐ移植大国である（腎臓移植や肝臓移植のほかに、心臓移植、肺移植、心肺同時移植、膵腎同時移植なども行われている）。しかし、臓器供給源の多くが死刑囚（ないし法輪功学習者等）である（元々、死刑囚移植は中国の国家政策であった。粟屋剛「中国における死刑囚からの臓器移植」法律時報第 68 巻第 9 号 28-34 頁(1996 年)）ことから、中国での臓器移植は国際的に問題視されている。また、近時、臓器供給源が死刑囚であるかどうかは別にして、外国に出向いて移植を受けること自体が「移植ツーリズム」として国際的な批判の対象になっている（WHO「ヒト細胞・組織・臓器の移植に関する WHO 指針」(2010 年)や国際移植学会「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」(2008 年)など）。

では、日本も含めて諸外国から中国（広くアジア）に移植を受けに行く渡航移植患者は責められても当然なのか。帰国後、診療拒否をされても当然なのか。日本では厚労省と移植学会が連携して、実質的に、「中国（広くアジア）に行かせない、帰って来ても面倒をみない」という政策を採っていると見受けられる。ある外国人論者は、各国政府は中国で移植を受けた患者の入国（＝帰国）を拒否せよ、とまで書いている（マリア・フィアタロン・シング「医学の使命」謝冠園 監修（デービッド・マタス、トルステン・トレイ編集）『中国の移植犯罪 国家による臓器狩り』（自由社、2013 年）[原題『State organs: Transplant abuse in China』]）。

仮に中国へ臓器移植を受けに行く（行った）患者を例えば「人道」に反するなどとして倫理的に非難することが可能であるとしても、そのことを理由とする帰国後の診療拒否、ひいては帰国そのものの拒否などが正当化されるのか、という問題である。これらは、関連はあるが別の問題と考えられなければならない。中国の移植政策に死刑囚等の人權の問題があるとしても、それを良しとしない日本ないし WHO 等の移植政策を遂行するために渡航移植患者にいわば出口から圧力をかけることが倫理的に正しいといえるかどうか。これは、一定の政策実現のために、現実の、目の前の患者を犠牲にしてよいのか、という問題である。なお、もちろん、法的には

いわゆる「診療拒否」(医師法第19条)の問題にもなりうる。同条は「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定しているが、中国(広くアジア)で臓器移植を受けて来たことが同条にいう診療拒否の「正当な事由」にあたるか、きわめて疑問である。

以上のように、中国(広くアジア)渡航移植患者の帰国後の診療拒否は「患者の人権」侵害という大きな問題がありそうである。患者の人権は「生命倫理(学)」の重大な関心事である。臓器摘出対象とされる死刑囚等に人権があるように、自国内で移植が受けられずに外国に出向く患者にも人権がある。前者が国家権力の下弱者なら、後者は医療権力の下弱者である(とくに日本の場合)。「人道」を言うなら、これも人道である。「倫理」を攻撃の武器として使うなら、それはその使用者にも向けられる。選択肢のない患者に「座して死を待て」と言うことが真の倫理とは考えられない。さらに言えば、このような倫理的・法的、社会的問題に真っ向から取り組まなければ生命倫理(学)の存在意義は消失すると思われる。

なお、調査自体は、諸事情から回答目標数(100例)に達せず、継続中である。目標症例数に達し次第、調査結果及びそれに基づくバージョンアップされた考察を英文誌に投稿する予定である。

ほかに、2014年4月より本科研プロジェクトの延長線上のものとして「アジア移植ツーリズムに関する社会調査の実施とそれに基づくELSIの検討」(文科科研(C)、代表:栗屋剛)がスタートしている。この新しい科研プロジェクトは対象地域をアジア全域に広げて調査するものである。これには1992年から研究責任者(栗屋)が調査・研究しているインドやフィリピンへの渡航移植が含まれることになる(栗屋剛「フィリピンにおける臓器売買」法学セミナー第462号26-30頁(1993年)、栗屋剛「ビジネスとしての臓器売買」メディカル朝日第24巻第1号14-23頁(1995年)、栗屋剛『人体部品ビジネス』講談社選書メチエ1-260頁(1999年)、栗屋剛「アジア諸国における生体臓器の提供・移植に関する法制」法律時報第79巻第10号71-75頁(2007年)[後、城下裕二編『生体移植と法』日本評論社193-203頁(2009年)に収録]、Awaya T, Siruno L, Toledano SJ, Aguilar F, Shimazono Y, Castro LD, "Failure of Informed Consent in Compensated Non-related Kidney Donation in the Philippines," Asian Bioethics Review [オンラインジャーナル], Vol.1, No.2, (2009)など)。

今後、インド、フィリピン、中国を含めてアジア全域について移植ツーリズム調査を行うことになる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

栗屋剛「渡航移植禁止は倫理的か 中国移植ツーリズム調査結果をベースとして」第32回医学哲学・倫理学会、大阪歯科大学(枚方市)、2013年10月19-20日(19日)

Awaya T, Transplant ethics: Is it ethically acceptable for medical doctors not to give transplant-related treatment to patients who have undergone organ transplants in China?, 14th Asian Bioethics Conference: Ethics in Emerging Technologies to Make Lives Better together, Loyola College, Chennai, India, Nov. 19-23(20) 2013.

〔図書〕(計1件)

栗屋剛「『STATE ORGANS』日本語版刊行に寄せて」謝冠園 監修(デービッド・マクス、トルステン・トレイ編集)『中国の移植犯罪 国家による臓器狩り』自由社、2013年、14-17頁(249頁)[原題『State organs: Transplant abuse in China』]

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

本研究の概要が新聞(地方紙)に紹介された(山陽新聞平成23年9月29日「中国での移植ツーリズム 国内初 実態調査へ」、山陽新聞平成25年4月5日「中国へ渡航、臓器移植 大半後ろめたくない」)。

ほか、平成25年4月、NHK岡山が本調査についての番組を制作、放映した(4月5日ほか放映[25分間、「現場に立つ」、「フェイス」ほか(岡山及び中国地方のみ)])。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

粟屋 剛 (AWAYA TSUYOSHI)

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・教授

研究者番号：201511194

(2) 研究分担者

大林 雅之 (OBAYASHI MASAYUKI)

東洋英和女学院大学・人間科学部・教授

研究者番号：50176989

小河 達之 (OGAWA TATSUYUKI)

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・助手

研究者番号：10346421

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：